

令和3年度事業計画書

（ 自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日 ）

一般社団法人 大阪建設業協会

目 次

I. 本年度の活動方針と重点課題について	1
II. 調査研究活動による提言・要望活動	3
III. 委員会に付託する調査研究活動	3
1. 総務委員会	3
2. 総合企画委員会	4
3. 広報委員会	5
4. 経営委員会	5
5. 建築委員会	6
6. 土木委員会	7
7. 環境委員会	8
8. 労働委員会	9
IV. その他の実施事業	10
V. 会議等の開催	10
VI. 諸行事の開催	11
VII. 講習会等の開催	12
VIII. 情報調査活動	12
IX. その他の活動	12

令和3年度事業計画について

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大阪をはじめ一部地域に2度の緊急事態宣言が発出されるなど、終息時期の見通しが立たない中、民間建設投資の減少を受け、公共工事の競争激化の兆しが見え始めるなど、大きな影響を受けた1年でありました。

今年度もコロナ感染症の影響は避けられない一年となることが予想されますが、大阪・関西万博の基本計画も策定され、関連工事がいよいよ本格化していくことや、政府より事業規模約15兆円の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が盛り込まれ、今後、工事量が集中的に増加することも想定されることから、工事を円滑に施工していくための課題を把握し、迅速な情報収集に努めるほか、関係機関に対する要望や意見交換を行うなど、適宜対応してまいります。

一方、将来の担い手確保と育成が喫緊の課題であることから、「新・担い手3法」を踏まえた働き方改革を更に促進するため、猶予の期間が3年を切った時間外労働の上限規制早期達成を目指し、今年度から全国建設業協会が進める「目指せ週休2日＋360時間運動」と連動し、当協会では今年度の目標を「4週6休＋1、残業月45時間以内を年2回」とし、併せて、時短に効果のある好事例を収集し、会員間で共有することで会員一丸となって推進してまいります。

さらに、発注者や設計者、専門工事業者を対象に、働き方改革への理解促進を求める要望活動を展開し、加えて当協会で開催した「現場労働時間実態調査結果」を基に働き方改革を阻む発注者側の要因については、引き続き国土交通省近畿地方整備局や大阪府、NEXCO西日本等の関係機関に要望を行うなど課題解決に向け取り組んでまいります。

また、技能労働者の処遇改善につなげるため、建設キャリアアップシステムの普及・利用促進を図り、併せて技能労働者の賃金の引き上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保につながることを踏まえ、好循環を継続していくための対策にも取り組んでまいります。

当協会の本年度の活動は、「会員会社の適正な利益確保につながる活動の推進」、「大阪・関西万博及びIR関連工事の円滑な事業推進に向けた活動」、「働き方改革推進に向けた対応」、「担い手の確保と育成」、「防災体制の構築」、「建設キャリアアップシステムの推進活用と技能労働者の適正な賃金確保」を掲げ、事業を展開することにしており、会員からの意見を迅速に反映した活動となるよう尽力してまいります。

本年度における具体的な活動内容ならびに各委員会における活動方針等につきましては、本事業計画書に記載しておりますので、ご高覧いただき、今後とも協会活動に対する尚一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

I. 本年度の活動方針と重点課題について

令和3年度の活動としては、「会員会社の適正な利益確保につながる活動の推進」、「大阪・関西万博及びI R関連工事の円滑な事業推進に向けた活動」、「働き方改革推進と時間外労働の上限規制への対応」、「担い手の確保と育成」、「防災体制の構築」、「建設キャリアアップシステムの推進活用と技能労働者の適正な賃金確保」の6課題に取り組むこととし、課題に対しては早急に対応できる体制を構築し、要望活動、研究活動を展開する。

(1) 会員会社の適正な利益確保につながる活動の推進

- ①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の施策において、工事の迅速かつ円滑な施工確保に向けた課題を抽出し、発注機関へ要望を行う。
- ②将来の国のグランドデザインを明確にし、安定的な工事量の確保拡大に向け、全国建設業協会とも連携し要望活動を展開する。
- ③適正な利潤確保に向け、低入札価格調査基準の更なる引上げの要望を行う。
- ④「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に示された「適正な工期設定や施工時期の平準化」の徹底は、発注者の取り組むべき事項であることから、大阪府下市町村をはじめとする公共工事発注機関並びに民間発注機関に至るまで確実に実施されるよう、国土交通省近畿地方整備局とも連携し、適切な対応を要望する。
- ⑤国土交通省をはじめ大阪府、大阪市並びに公益民間企業について、会員から寄せられる入札契約制度上の課題や片務的な問題に対し、意見交換の場を通じ、積極的に改善要望を行う。
- ⑥民間工事指針に謳われている施工上のリスク等について関係者が十分理解し、リスク負担の考え方について共通認識を持って工事が進められるよう、民間発注機関への周知徹底に向けた要望活動を行う。
- ⑦長時間労働の是正及び生産性の向上に向けた課題を抽出し、改善要望を行う。
- ⑧資材、労務費等の動向を把握し、タイムラグのない実勢価格による積算基準を要望するなど、迅速な情報収集により、適宜対応する。

(2) 大阪・関西万博及びI R関連工事の円滑な事業推進に向けた活動

- ①大阪・関西万博及びI R関連工事に向けた課題を把握し、迅速な情報収集により、適宜対応する。

(3) 働き方改革推進と時間外労働の上限規制への対応

- ①長時間労働の是正に向け、現状を把握するための調査を行い、その調査結果を基に研究及び対応策を検討する。
- ②建設業の働き方改革への理解促進と協力を目的として、会員及び発注者、設計者、専門工事業者を対象に普及啓発活動を展開する。
- ③全国建設業協会が進める「目指せ週休2日+360時間運動」と連動し、当協会としての今年度の目標を「4週6休+1、残業月45時間以内を年2回」とし、時短に効果のある好事例を収集し、会員間で共有する。

(4) 担い手の確保と育成

- ①人材確保競争が激化しており、将来を支える担い手の確保は喫緊の課題であることから、前年度に引続き、当協会主催により、建設業界に入職を希望する建築系・土木系学生と協会会員企業との出会いの機会を提供する。
- ②学生に対する建設業の理解促進と少しでも早い機会に接点を持つことを目的に、様々なツールを活用し、協会が主体となった新たな人材確保策を検討する。
- ③若手技術者に対する技術力、知識のレベルアップにつながる書籍を作成し、これまでの対面セミナー並びにインターネットを活用したWebセミナーを会員へ無料で提供する。
- ④建設業界の生産性向上について、インフラ分野でのDXの活用による、建設現場でのICTの普及や遠隔臨場、リモートワーク、建設キャリアアップシステムを利用した書類の簡素化等の普及促進に向けた調査研究活動を行う。
- ⑤高校生を対象とした体験セミナーや現場見学会を開催し、建設業への入職促進を図る。
- ⑥技能労働者の賃金引き上げが設計労務単価の上昇につながり適正な利潤の確保、さらなる賃金の引き上げの好循環を堅持するため、啓発活動を展開する。

(5) 南海トラフ大地震等大災害発生時の道路啓開作業を含めた防災体制の構築

- ①道路管理者と連携し、緊急時の大阪府内重要路線における道路啓開作業の円滑な推進に向け、協会内部の体制の再構築ならびに会員間の連携強化に向けた課題を検討する。
- ②災害発生時の緊急連絡体制と各種マニュアルの整備を行う。

(6) 建設キャリアアップシステムの推進活用と技能労働者の適正な賃金確保

- ①建設キャリアアップシステムの普及・利用促進を図るため、啓発セミナーを開催するとともに会員の事業者登録100%をめざし、技能労働者の処遇改善を図る。
- ②技能労働者の賃金引き上げが設計労務単価の上昇につながり適正な利潤の確保、さらなる賃金の引き上げの好循環を堅持するため、啓発活動を展開する。

(7) 会員サービスの更なる向上を目指すための活動

会員ニーズを迅速かつ的確に把握するため、会員との定期的な接点を持つ会議や様々な懇談会を増やし、併せて協会ホームページ上に設置した会員からの要望を受け取る窓口を活用しながら情報収集に努める。

Ⅱ. 調査研究活動による提言・要望活動

わが国の住宅・社会資本整備の着実な整備並びに業界の発展を図っていくため、全国建設業協会をはじめ、関係建設業団体と緊密な連携をとりながら、次のとおり提言・要望活動を推進する。

1. 公共事業関係予算に関する要望
2. 入札・契約制度改革に関する提言、要望
3. 適正な利益確保に向けた提言、要望
4. 適正な工期設定や発注の平準化に向けた提言、要望
5. 長時間労働の是正や生産性向上に向けた提言、要望
6. 低入札対策並びに不良不適格業者の排除に関する要望
7. 社会保険加入促進に向けて、円滑に推進するための要望
8. 税制改正に関する要望
9. 近畿地域並びに大阪府下における建設行政に関する提言、要望
10. 新・担い手3法の地方自治体までの趣旨徹底についての要望
11. その他、諸問題解決のための改善要望、提言

Ⅲ. 委員会に付託する調査研究活動

調査研究活動を次の委員会に付託する。

1. 総務委員会
2. 総合企画委員会
3. 広報委員会
4. 経営委員会
5. 建築委員会
6. 土木委員会
7. 環境委員会
8. 労働委員会

1. 総務委員会

当委員会は、協会の事業及び業務運営の基本に係る方針の審議と事業化への助言、予算、表彰、入会選考等、協会の根幹に係わる事項及び主要事業等の推進に関する事項の検討を担当する。

担当事項の検討及びその立案については、必要に応じ総務専門委員会に諮問する。

- (1) 実施事業と収支決算、事業計画案と収支予算案の編成等に関し検討・審議し、議案の成案を図り、理事会、参与会、地区代議員会の審議を経て総会に上程する。

- (2) 会費基準の見直しに関する事項について検討・審議する。
- (3) 当協会の会員表彰規程に基づき、会員から推薦を受けた候補者を審議・選考し、受賞者を決定する。
- (4) 全国建設業協会の表彰規程に基づき、当協会から推薦すべき候補者を審議・選考し、受賞候補者を推薦する。
- (5) 当協会への入会並びに再入会希望企業に関して審議し、理事会に上程する。
- (6) 委員長の諮問事項について検討・審議し、総務専門委員会でその立案を図り答申する。

2. 総合企画委員会

当委員会は、社会の変革とともに生じる建設業の諸問題の内、緊急性、重要性が高い建設業の根幹に係わる事項を抽出の上、問題解決に向けて研究・検討を行うとともに、課題によっては各委員会に研究を付託し、取り纏められた提言・要望等について審議の上、建設関連団体等と連携し、適宜関係諸団体等に要望・提言等を行うことにより、会員企業並びに業界の発展向上に寄与する活動を行う。

また、各委員会がそれぞれ有機的に効果の上がる活動が展開できるよう、関連する議題や取り組むテーマ等について調整を行う。

- (1) 協会事業運営に関する調査・研究
- (2) 受発注者間の片務性解消と適正利益確保に向けた研究
- (3) 法令、制度の課題についての検討
- (4) 人材確保に向けた情報の収集と対応策の検討。
- (5) 社会環境や建設業界に対するニーズの変化に伴う、対応すべき新たな問題点の掘り起こし
- (6) 新・担い手3法の普及徹底要望
- (7) 働き方改革推進に向けた対応
- (8) 全国建設業協会が進める「目指せ週休2日+360時間運動」と当協会の活動と連動する取組み
- (9) 建設業界における女性活躍推進に向けた取組み
- (10) アフターコロナを見据えた建設業界における諸問題への対応
- (11) 国土交通省本省に対する昨今の諸問題についての要望事項抽出、整理
- (12) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会を開催
- (13) NEXCO西日本関西支社との意見交換会を開催
- (14) 国土交通省近畿地方整備局、大阪府等における新たな取組みに対し、会員への水平展開を図るべく、説明会等の開催を要望
- (15) 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知に向けた方策の検討、要望
- (16) 「大阪府域道路啓開協議会」に参画し、その決定事項に則った、大災害発生時の実働体制確立に向けた協議
- (17) 災害時における各地方自治体等との防災協定及び連絡体制を含めたマニュアルの見直し
- (18) 大阪・関西万博及びI R関連工事の円滑な事業推進に向けた活動

(19) 大阪市への低入札問題解決に向けた取組み

(20) 「i-Construction 推進連絡調整会議」へ参画し、その進捗状況等の情報提供とともに最新情報を周知

3. 広報委員会

当委員会は、建設業の社会的使命・役割並びにその魅力を伝えるための効果的な広報活動を主活動とし、次に挙げる活動を行う。

また、それらに付随する各種調査・研究活動に取り組むとともに、マスコミ関係者との連携促進を図るものとする。

(1) インターネットを活用した情報発信

① ホームページによる情報発信

一般社会に対し建設業に対する理解の促進を図るとともに、協会と会員企業相互の情報交換と共有化を図るため、ホームページによる情報発信を行う。

また、現在公開しているコンテンツをより活用していただくための仕組みを検討する。

② 大建協ニュースの配信

通達等行政の施策、業界ニュースなどをタイムリーに情報提供するため、会員に随時メールにより配信する。

(2) 若年者の入職促進を踏まえた広報誌の発刊等による活動

建設業の社会的使命や役割を広く知っていただき建設業のイメージアップを図るとともに、特に若年者に向けて建設業の魅力を伝えることにより、建設業に興味・関心を持っていただき、建設業界への就労の足掛かりを作ることを目的として、広報誌「O-WAVE」の発刊等について検討する。

(3) マスコミとの連携強化

協会活動に対する理解促進活動の一環として、パブリシティ活動を推進するために、一般紙並びに建設業界紙に対して、適宜記者発表及び情報の提供を行う。

4. 経営委員会

当委員会は、主として中小・中堅建設企業の経営に係る各種問題の調査・研究活動を行う。

技術と経営に優れた建設企業が生き残れる方策を中小・中堅建設企業の立場から検討し、中小・中堅建設企業の発展につながる研究活動を実施する。

なお、会員企業に入社された若手社員（3年目まで）を対象とした新入社員研修会及び平成20年度から実施している「事業承継セミナー」を開催するとともに、中小・中堅建設企業として、新たな能力向上を目的とした研修会を企画するなど、会員の発展向上に供していく。

(1) 中小・中堅建設企業での多様な働き方の研究及び事例の収集について

中小・中堅建設企業が、ICTを活用したテレワークやWeb会議等を推進する等、店社や現場で実際に行った多様な働き方を実践したことに関する調査研究を行うための部会を設置する。実践した事例を収集のうえ、ホームページに掲載する。また、事

例に関するセミナーを開催する。

(2) 新入社員研修会の開催について

会員企業に入社された若手社員（3年目まで）を対象に、建設技術者や行政担当官等を講師としてお招きし、建設業全般について理解して頂くことを目的とした研修会を開催する。

(3) 事業承継への取組み

参加者の自主運営により、カリキュラムを策定し、参加者相互のディスカッションを中心とした「経営者としての意識の持ち方、経営者の在り方」を考える場や参加者同志の理解を深めて頂くための場を提供する。なお、必要に応じて業界経験者からの体験談や、経営者としての財務、会計等の知識習得、コンプライアンスや事業継続計画などに関するセミナーを開催する。

(4) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会の開催について

中小・中堅建設企業が現状抱えている諸課題の解決に向けた意見交換会を開催する。

(5) 関係行政機関及び団体への協力

中小・中堅建設企業の施策を反映させるため、全国建設業協会等からの様々な調査要請に対し、資料提出等、調査協力を行う。

(6) その他

各種研修会・セミナー・現場見学会等を開催する。

5. 建築委員会

当委員会では、業界の建築技術水準のレベルアップに寄与するため、建築施工分野における品質に関する諸問題や技術の改善及び生産性の向上を目的とした調査・研究活動や法令、制度を含めた建築全般に係る諸問題について、多角的な視点から課題に取り組む。

(1) 品質確保、働き方改革の推進に向けた取組み

①若手技術者等の知識、能力向上のための活動

建設現場において係員も少人数化される中、若手技術者であっても現場を管理するための技術や知識を身につけ、管理者として進捗状況を把握し、品質と安全の管理、トラブルの対処など、適切に対応する能力が求められている。そのため、これまでも若手技術者のための知識・技術の向上を目的として様々な成果物を発刊してきているが、今後も課題の多いテーマから順次取り組む。

②『若手技術者のための知っておきたい現場管理』の改訂について

当委員会で作成した『若手技術者のための知っておきたい現場管理』（平成26年3月発刊）について、内容の見直し、追加項目の作成等を行い、改訂版を作成、発刊し、同時に普及啓発活動を展開する。

③働き方改革推進に向けた取組み

昨年度に作成した働き方改革のカレンダー、ポスター、リーフレットを基に、若手建設従事者の離職食い止めや建設業の働き方改革への理解促進と協力を目的として、会員及び発注者、設計者、専門工事業者を対象に普及啓発活動を展開する。

(2) 若手技術者への知識、普及啓発活動

若手技術者を対象として、現場を管理する上での知識・能力向上を目的にこれまで

に作成した書籍を用いて、セミナーを開催する。

(3) 若手建築技術者向け教育ツールの開発

これまで当委員会で作成した「若手技術者シリーズ」を用いて、(一財)建設業振興基金との連携により教育用動画を作成し、若手技術者への教育が容易に図れるよう、引続き当協会ホームページ上で公開を行う。

(4) 国土交通省近畿地方整備局営繕部との意見交換会の開催

国土交通省の施策や公共工事の入札契約制度等、建築に係る諸問題の解決に向けた意見交換会を開催する。

6. 土木委員会

当委員会は、土木全般における施工技術や生産性の向上・改善並びに施工の合理化、設計・施工・積算・資材・法令・制度等に関する諸問題の調査・研究を行うこととし、本年度は次の事業を主に実施する。

(1) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会の開催

公共土木工事の入札契約制度、設計・積算、工事施工、その他の諸問題について現状を調査研究及び検討を行った上で、国土交通省近畿地方整備局との意見交換を行う。

建設業においては、近年多発・激甚化する自然災害への対応やインフラ整備を始めとする社会への様々な貢献が求められていることから、「減災・防災・国土強靱化のための5か年加速化対策」が決定した。ついては、確保された予算を確実に実行するためにも、不調不落が発生しないよう、受注者の適正な利潤の確保や、適正な工期設定、施工時期の平準化等が図られ、円滑に施工できることを目的とした意見交換を行う。

また、建設現場におけるICT技術や遠隔操作といったデジタル活用をより一層加速させることで、新たな働き方改革の推進に向けた要望を行うと共に、今後、大阪・関西万博関連の工事が集中することで、長時間労働の抑制や4週8休、休暇取得等労働環境にも影響を及ぼすことが考えられることから、働き方改革の推進のためにも、綿密な調整が行えるよう要望する。

(2) 大阪府・大阪市等地方自治体との意見交換会の開催

総合評価落札方式に関する意見要望の他、入札及び契約の適正化の促進、建設業の働き方改革等について、大阪府・大阪市等地方自治体でも改善していただけるよう、意見交換会を実施する。

(3) 現場労働時間実態調査結果による検討

昨年度行った実態調査結果を基に、「長時間労働の是正」を阻む要因を抽出し、その改善方法等を協議する。

(4) 施工の合理化等に関する調査研究と情報提供

土木工事における施工技術や生産性の向上・改善、施工の合理化等に資することを目的に、会員各社の創意・工夫・改善の取組み等に関する調査研究を行う。

また、社会資本の維持管理・更新や長寿命化、更には防災・減災、近年多発する自然災害対応分野における施工技術等の情報を収集し、調査研究の上、情報発信を行う。

(5) 建設現場のICTの普及や遠隔臨場に関する調査・研究と情報提供

新型コロナウイルス感染症の拡大により、建設現場において、遠隔臨場を適用して、

受発注者の作業効率化が図られていることから、遠隔臨場に関する技術等の情報を収集し、調査研究の上、情報発信を行う。

(6) 土木工事現場見学会の開催

土木技術者、土木工事施工担当者等の研修の場として、大規模現場や特殊工法等を採用する土木工事現場等の見学会を開催する。

(7) 土木技術講習会等の開催

土木工事における施工技術並びに生産性の向上・改善、施工の合理化等の推進を図るため、土木技術者、施工担当者等を対象とした講習会を開催する。

適宜、国土交通省近畿地方整備局等からの制度変更等の説明会等を開催し、制度の周知徹底に努める。

(8) 関係行政機関・団体への協力

①国土交通省近畿地方整備局との共催により、国や地方整備局等が推し進める施策や施工技術等に関する説明会等を開催する。

②近畿管内府県建設業協会・全国建設業協会と国土交通省本省・近畿地方整備局との意見交換会実施に対する協力を行う。

③NE XCO西日本関西支社との意見交換会実施に対する協力を行う。

④全国建設業協会の調査研究等事業活動への協力を行う。

7. 環境委員会

当委員会では、汚染土壌や建設副産物の適正処理と減量化・再資源化の促進や建設業に関連する環境問題等について、関係行政機関との連携を図り、調査研究を行う。

(1) 汚染土壌や建設副産物の適正処理推進並びに環境問題への対策等に関する調査研究

①多量排出事業者の報告業務の負担軽減に向けた取組み

廃棄物処理及び清掃に関する法律により、産業廃棄物の多量排出事業者は、毎年各行政機関に対し、産業廃棄物の計画書及び報告書の提出が定められており、報告書の作成作業等に人員と時間を要している。そのため、昨年行った、会員会社及び大阪府、大阪市をはじめとする地方自治体に対する、業務に係る人員、時間等の調査結果を基に既存のシステムから行政が必要とする情報を取得する仕組みに変更する等、報告業務の負担を軽減することを目的とした要望活動を展開する。

②汚染土壌や建設副産物の適正処理並びに建設工事現場において発生する環境問題等について

地下工作物（基礎杭等）の残置や建設副産物の減量化・再資源化、建設廃棄物の抑制や自ら利用の促進等について、大阪府関係行政機関と意見交換等を行う。

また、元請業者として、汚染土壌や産業廃棄物の適正処理を行う上での問題・課題や環境関連法令等の規制・基準の緩和、行政報告・届出等の簡略化や行政指導に対する疑義について、必要に応じて各行政機関との意見交換会を開催する。

③「石綿飛散防止対策の手引き改訂版（2019）」の一部見直し

解体、改修工事において、施工者は石綿含有建材の分析調査から、作業計画の作成と届出、作業所内外の掲示、石綿の飛散防止対策、石綿廃棄物の処理等、様々な対策を講じるよう求められていることから、書籍『石綿飛散防止対策の手引き』の

発刊等、石綿飛散防止対策の一層の推進に努めている。平成31年3月には、建築用仕上塗材（吹付けリシン等）の除去等作業における石綿飛散防止や「建築物石綿含有建材調査講習登録規程」等、新たに示されたことから、それらを盛り込んだ書籍『石綿飛散防止対策の手引き 改訂版（2019）』を発刊した。しかし、令和2年7月に石綿障害予防規則が改正されたことにより、事前調査の実施する者の要件や、解体・改修工事に係る事前調査結果の届出制の新設、記録の義務付け等が求められることから、『改訂版（2019）』の一部内容を見直す。

(2) 建設副産物実務者を対象とした講習会の開催

会員会社の作業所所員・係員また店社の建設副産物実務者を対象とし、廃棄物処理法をはじめとする環境関連法等や、これらに基づく日常の業務等に関する知識や理解を深め、レベルアップを図る講習会・セミナー等を開催する。

(3) 汚染土壌・廃棄物処理施設等の見学会の開催

汚染土壌や建設副産物等の処理方法、リサイクルシステム等に関する最新情報の収集や現状等を把握するため、良好な処理施設・浄化施設、不法投棄対策工事や環境対策を実施する現場等の見学会をコロナ禍の現状を勘案して開催する。

(4) 関係行政機関、関係団体との連携

- ①全国建設業協会建設生産システム委員会の事業活動に対する協力
- ②建設副産物対策近畿地方連絡協議会への参画
- ③大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議への参画
- ④大阪府「みんなで防止！！石綿飛散」推進会議への参画

8. 労働委員会

当委員会は、労働法規、労働福祉の改善、専門工事業者の労務問題、若年者の入職促進と育成、労働者の技能向上及び処遇改善、建設雇用改善の推進等に関する事項の調査研究を行う。

(1) 労働問題に関する調査・研究及びその対応策の検討

労働基準法の改正により、建設業においては、令和6年4月から36協定による特例が廃止され、労働時間の規制が適用されるなど、長時間労働の是正に向けた取組みが強化されている。その現状を把握するために、平成30年、令和2年にアンケートを行ったが、それから2年経過していることから、再度アンケートを実施する。

(2) 建設工事の『職種及び年齢別人員構成調査』の実施

少子高齢化や技能労働力不足を背景として、平成7年から技能工の年齢別・職種別の実態の把握及び、経年変化をみることで、作業環境の改善や雇用の改善に取り組む上での参考に資することを目的に、継続して8回の調査を行ってきている。本年度は第9回目として令和3年7月に大阪建設労務研究会の協力を得て、調査を行い、『建設工事の「職種及び年齢別人員構成調査（第9回）」報告書』として取り纏める。

(3) 労働者の技能向上・処遇改善に関する調査研究

①建設キャリアアップシステムについて

技能労働者の技能や経験を蓄積し、技能や経験に応じた適切な評価や処遇の改善、工事の品質の向上や現場の効率化を実現するシステムとして建設キャリアアップシ

システムの運用が平成31年4月から開始されている。

しかし、本運用が始まって2年が過ぎようとしているが、令和2年末での技能者登録者数は、ようやく50万人を超えようとしている状況である。

さらに、建設キャリアアップシステムを取巻く環境として、国土交通省より「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」が発表されている。これらのことから、講習会等を開催するなど、会員企業へより一層の周知を行う。

②社会保険加入促進について

担い手の確保に向けた環境整備の一環として、技能労働者の処遇改善や公平な競争環境の整備を目的に、平成24年度以来、建設業界と行政が一体となって社会保険加入対策に取り組んでいる。今後も大阪府建設業社会保険加入推進地域会議に参画し、地域に根差した形での取り組みを行う。

(4) ダイバーシティについての調査研究

平成31年4月1日より新たな在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法が施行され、建設業においても今後多くの外国人労働者の受入れが見込まれることから、特に現場における受入れ体制について、現状を把握し、検討を行う。

(5) 建設雇用改善推進事業の実施

建設業界の就労者数が減少しており、若年者の入職・育成及び技能継承への取組みが喫緊の課題となっていることから、若年者の入職促進のための指導援助、啓発・広報、調査研究を行う。また、行政機関と連携し、高校生を対象とした建設労働体験セミナー、現場見学会を開催することとする。

IV. その他の実施事業

1. 大阪府建設業暴力追放推進大会

暴力団等の反社会的組織による建設産業への不当介入に対する徹底排除及び暴力追放機運の向上を図ることを目的として、大阪府警察本部をはじめ、(公財)大阪府暴力追放推進センター、大阪弁護士会及び国・地方公共団体等の発注者の協力を得て、当協会をはじめ在阪建設業団体で構成する大阪府建設業暴力追放対策協議会主催による「第28回大阪府建設業暴力追放推進大会」を開催する。

V. 会議等の開催

1. 総会

第47回定時総会において、次の議案を上程し、令和3年度の当協会における事業運営及び活動に関して審議する。

開催日 令和3年5月24日

場所 シェラトン都ホテル大阪

- 付議事項
- ・第1号議案 令和2年度事業報告の件
 - ・第2号議案 令和2年度貸借対照表、損益計算書及び附属明細書承認の件
 - ・第3号議案 令和3年度事業計画承認の件
 - ・第4号議案 令和3年度収支予算承認の件
 - ・第5号議案 任期満了に伴う役員選任の件

2. 理事会

建設業界及び会員の発展・向上に資するため、令和3年度において、理事会を年間7回開催し、当協会の事業運営及び活動に関する重要事項を審議し、各種事業を積極的かつ円滑に推進するための方策とその方向等を決定する。

VI. 諸行事の開催

1. 新年交礼会

当協会をはじめとする在阪の建築関係友好15団体の会員が一堂に会する合同の「令和4年新年交礼会」を国土交通省近畿地方整備局長、大阪府知事並びに叙勲・褒章受章者等の出席を得て次のとおり開催する。

開催日 令和4年1月4日

場 所 リーガロイヤルホテル（予定）

2. 会員表彰規程による表彰

永年にわたって建設業界の発展・向上に寄与された方々の功績を顕彰するため、会員の代表者、役員、従業員の表彰を行う。

3. 慰霊祭

当協会の役員及び会員関係者等の物故先覚者の御霊を祀るための「第73回慰霊祭」を、9月に生國魂神社及び同神社境内の家造祖神社において斎行する。

4. 野球大会

野球を通じて、会員の職員の体位向上を図るとともに会員相互の親睦を深めることを目的として、「第67回野球大会」を開催する。

5. 建設業界研究博の開催

建設企業各社において、将来を担う優秀な人材確保を図るため、協会主催の建設業界研究博を開催する。

6. 優秀建設施工者大阪府知事表彰

優れた建設現場従事者を優秀施工者として表彰する「優秀建設施工者大阪府知事表彰」を大阪府及び当協会を含む建設業5団体で構成する優秀建設施工者大阪府知事表彰実行

委員会の運営により、令和4年2月に行う。

Ⅶ. 講習会等の開催

1. 各種セミナー・講習会の開催

会員企業が抱える様々な問題解決に対して一助となるセミナー並びに会員企業社員の能力向上につながる各種講習会を開催する。

2. 建設業経理検定試験、建設業経理士登録講習会、特別研修

令和3年9月12日、全国一斉に実施される「第29回建設業経理士検定試験」、令和4年3月13日に全国一斉に実施される「第30回建設業経理士・第40回建設業経理事務士検定試験」の大阪地区における検定試験を、(一財)建設業振興基金の委託事業として実施する。また、1級、2級建設業経理士有資格者対象の建設業経理士登録講習会並びに建設業経理事務士検定試験制度の一環として講習と試験との組合せによって行われる3級、4級特別研修についても、(一財)建設業振興基金の委託事業として実施する。

3. 監理技術者講習

大阪地区における監理技術者講習を(一財)建設業振興基金及び(株)建設産業振興センターの委託事業として、映像講習を実施する。

Ⅷ. 情報調査活動

委員会活動及び協会事業の一環として、会員の協力を得ながら次の調査を実施し、報告書などを編纂・配布する。

- (1) 会員の令和3年度標準者給与実態調査
- (2) 会員名簿の発行に係る調査
- (3) 重要かつ緊急な課題への対応を図るための調査の実施
- (4) その他、情報・統計調査

Ⅸ. その他の活動

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応
- (2) 働き方改革推進への対応
- (3) 国土交通省近畿地方整備局と土木工事Cランクに該当する会員企業との意見交換会の開催
- (4) 会員を対象とした無料法律相談の実施

- (5) 出版物等の頒布事業
- (6) 建設キャリアアップシステムの登録支援業務
- (7) 前払金保証制度の普及・推進活動への協力
- (8) 大阪人材確保推進会議への参画